

資料7

水濁基準値案と水濁 PEC の関係について

1. 水濁基準値案及び水濁 PEC の関係

評価対象農薬に係る、水質汚濁に係る登録基準値（水濁基準値）と水質汚濁予測濃度（水濁 PEC）の関係は、次のとおり。（詳細は、資料6参照。）

（単位：mg/L）

農薬名	基準値 (案)	水田		非水田		合計
		PEC _{Tier1}	PEC _{Tier2}	PEC _{Tier1}	PEC _{Tier2}	
ポリオキシシン D 亜鉛塩	19			0.00074		0.00074
ポリオキシシン複合体	6.6			0.00016		0.00016
ベンタゾンナトリウム塩	0.23*	0.11*		0.00019*		0.11*
			0.0054*	0.00019*		0.0056*

網掛け：水濁基準値案の10分の1以上のPEC。

*：ベンタゾンとして

2. 基準値設定後の対応

ポリオキシシン D 亜鉛塩及びポリオキシシン複合体については水濁 PEC が水濁基準値案の10分の1以下になることが確認できた。

ベンタゾンナトリウム塩については、水田 PEC_{Tier1} と非水田 PEC_{Tier1} の合計値が、水濁基準値案の10分の1以上であったため、水田 PEC Tier2 を算出するとともに、非水田 PEC Tier1 との合計値を算出した。その結果、水濁 PEC が水濁基準値案の10分の1未満になることが確認できた。

従って、ポリオキシシン D 亜鉛塩、ポリオキシシン複合体及びベンタゾンナトリウム塩については、農薬残留対策総合調査等における水質モニタリング調査の対象農薬としない。